

A・スミス D・リカアドオ J・S・ミルにおける

公債に関する理論の展開 Ⅱ

——古典学派における財政思想 (九)——

箕 浦 格 良

三

A・スミスはその当時のヨーロッパ諸国における公債の累積の状況をうれいていたようであり起債とその担保についての沿由を述べて「すべての大なるヨーロッパ諸国を公債によって抑圧しやがてはこれらの国家を破滅させることになると思はれるほど公債が巨額になっている。初期の公債においては個人の負債と同じく国家はその債務償還のために特定の基金 fund を譲渡し又は抵当とすることをなす国家は対人信用 personal credit によって起債したのである。そうしてこの手段によっては期待にそはな(1)いことになったとき特定の基金を譲渡し又は抵当として提供して起債するようになってきたのである」となし起債(2)が人的信用によってなされさらに物的信用によっておこなはれるに至った経緯について説明しそうしてその当時のイギリスにおける不確定公債の概要について述べている。即ち「イギリスの不確定公債 unfunded debt」と呼ばれるところのものはこの二つの起債方法の

うちで対人信用の方法によっておこなはれる。それは無利子か又は無利子と考へられる債務であつて、個人が貸借勘定によって契約する債務に似ている。そうして他の一部は利子の約定があり、個人が為替手形^三又は約束手形^四 promissory note によって契約する債務に似ている」となし不確定公債を無利子公債と利附公債に区分し「一般には臨時の国家の役務、予算に計上されていない国家の役務、即時支払の必要なき国家の役務によつて生じたる債務、陸海軍及び兵器のための臨時費の一部、外国の君主に対する援助金 subsidies の未払分、海員の賃金の未払分などは無利子公債である。そうして又時としてはこのような債務の支払のために発行せられる海軍手形 navy bill 及び大蔵省証券 exchequer bill は利附公債である。大蔵省証券は発行日より、海軍手形は発行後六ヶ月に利子附となる。イングランド銀行はこれらの手形を時価で割引することによって或は一定の対価によつて大蔵省証券を流通させること即ちそれらの証券を額面価格でうけとり又は証券の支払期限のきている利子は之を支払うということとを政府と契約することによつてそれらの価格を維持し、流通を容易にし以て政府をしてこの種の債務が巨額に起債されるようにしたのである」と述べている。そうして「この手段がなくなつてしまひ尚貨幣を調達するためには公共収入の特定の部門を債務償還のために譲渡し又は抵当とすることが必要となつてきたとき政府はその時に応じて異つた二つの方法によつて之を履行したのである。ある時はその譲渡又は抵当の期限を一年又は数年の如く短期にしその基金 fund はその期限内に調達した貨幣の元金及び利子を支払うにたるものと考へられていた。この方法によつて貨幣が調達されることを先借 anticipation による起債といつたのである。そうしてある時はその譲渡又は抵当の期限を永久とし、その利子又はその利子の等価の永久年金 perpetual annuity を支払うにたるのみにて、政府は調達した元金を払戻しすれば何時にてもそれを償還する自由をもつて

いるものと考へられていた。この方法によることを永久基金 Perpetual funding による起債又は単に基金 funding による起債といはれたのである⁽⁶⁾」とその当時の基金と起債について説明を加へているのである。

「イギリスにおいては年々土地税 land tax 及び麦芽税 malt tax は毎年規則的に先借されることになっていて、これ等の租税を課する法律には必ずその借款条項が記入されている。イングランド銀行はこれ等の租税として徴収せらるべき金額の相当額を貸付けている。この利子は革命以来八パーセントから三パーセントの間で変動している。そうしてこの租税が漸次徴収せられるに伴つてこの資金の返還をうけるのである。これだけでは不足するのが普通であるが若し不足が生じたならば次の会計年度における国庫の支出によつて支払はれるのである。斯くして末だ抵当に入れられないで残されている公共収入もその収納以前において規則的に消費されているといふことになるのである。個人が緊急なるときにその収入の規則的な支払いでは用を弁ずることができないような思慮なき浪費者の如く国家にありてもそれ自らの代理人、代理商より貨幣を借り入れそれ自らの貨幣の使用に對して利子を支払うという習慣におちいつているのである。ウィリアム王 William 及びアン女王 Anne の統治のもとにおける大部分を通じてその当時は現在のような永久基金の慣例がたしまれていなかったもので、新しく設定せられる租税の大部分は、四、五、六、七年に限定して短期間に賦課せられるものであった。そうして年々の経費 *expenditures* の大部分はこれらの租税の収納の先借による借入金であてられていた。然しその租税収入がその期間内にその借り入れた貨幣の元本及び利子を支払うに不足する場合が多かったので国庫には不足が生じそれをつぐなうためにその期間を延長することが必要となつてきたのである⁽⁸⁾」と述べて、かくして A・スマスはその当初にありては租税収入を公債の担保又は基金として先借の方法によつて財政収入を確保することが臨時的調達

手段として発展し幾多の改変を経過して遂に常置的手段となり減債基金制度に発展する過程を詳述しており、この当時の調達手段については財政史上興味ある問題である。先借の租税はすべて公債の利子のみの支払に当てる基金となつてしまつたが、「先借りによる以外に貨幣が調達されなかつたならば数年の間に公共収入は債務から解放されるであらう。従つて政府は一定の期間内に償還し得る以上の債務によつてその基金は過重の負担をかけるにしようにすること、最初の先借の期限が満期となるまえに第二の先借をしないようにすること以外は政府の注意は不要である。しかしながらヨーロッパの政府は大部分それらの注意を払うことができなかった。それらの政府はしばしば最初の先借の場合においてすら基金に過重の負担をかけていたのである。又かりにこのようにことがおこらなかつた場合に於ても、それ等の政府は一般に最初の先借の満期となるまえに第二、第三の先借をすることによりその基金の負担を過重にしたのである。このようにして基金はそれに基づいて借りいれられた貨幣の元本及び利子の双方とともに支払うには全く不十分となつてきたのである。従つて単に利子又は利子に等しい永久年金 *perpetual annuity* のみを負担させることが必要となつてきたのである。そうしてこのような不用意な先借は必然的に永久公債 *perpetual funding* という最も破壊的な慣行を生んだのであつた。しかしながらこの慣行は公共収入の債務よりの解放を一定の期間から何時とも判らない不定の期間へと延長するものであるけれども、それにして先借という古い慣行によることよりもこの新しい慣行によることの方が多くの場合において巨額の貨幣の調達がなされ得るものであるからこの新しい慣行になれてくると先借りという古い慣行よりは国家の大なる緊急時の貨幣調達手段として広く選らばれたのである。このことは直接に公共の運営を司る人々の主たる関心が現在の国家の緊急事態をどのようにして救うかということにあるからである。そうして公共収入を将来その負

担から解放するということは子孫の配慮によって行なうべきものであるとするからである⁽¹⁰⁾となし、かくして A・スミスは財政規模の拡大に伴う必然性から大なる財政収入が要求せられる。殊に国家の緊急時においてはその規模はいっそう拡大しその要求はいっそう大きくなる。この要求に応ずる調達手段として特定の租税収入が担保に供せられ又基金を形成し遂には減債基金 Sinking Fund なる形態として発展するところの経緯の關係について詳述しているのである。

(1) 大内兵衛譯「國富論」(4)には「そしてこの財源では十分でなくなつたとき」と訳されている。(同書一五頁)水田洋訳スミス「國富論」(4)は「世界の大思想一五」には「そして、この方策が諸国民の役にたたなかつたとき」と訳されている。(同書三二七頁)

(2) Adam Smith, *Wealth of Nations*, p. 863.

(3) 大内兵衛譯「國富論」(4)には「不確定公債 (unfunded debt)——元利支拂のための fund 即ち元資又は基金の確定してゐない公債をいふ。實質的には floating debt 流動公債といふものと同じものであり、またその性質上からいへば、永遠公債に對立する一時借入金である。」と註が入れられている。(同書一五—一六頁) 水田洋訳スミス「國富論」(4)は「世界の大思想一五」には「一時借入金」と訳されている。(同書三二七頁) 惟うに確定公債 funded debt, consolidated debt とは特定せる担保即ち元金の償還、利子支払保証のため特定の財産又は取入を担保としたもので一定の償還計画により償還せられるもので比較的長期に亘り確定せる公債である。流動公債 floating debt, unfunded debt は比較的短期に決済せられる公債であつて経費支弁のために生ずる一時的不足を補填するためのものである。従つて一般には確定公債は長期公債を意味し流動公債は短期公債を意味する。確定公債を有期償還公債と永遠公債に別けて考へることができる。(箕浦格良著「財政学原理」三三二頁—三三三頁)

(4) Adam Smith, *ibid.*, pp. 863-864.

(5) Adam Smith, *ibid.*, p. 864.

フランスでは銀行がないので國債 billets d'état は往々六〇パーセント又は七〇パーセントの割引で売買された。ワイ A・スミス D・リカドオ J・S・ミルにおける公債に関する理論の展開 (箕浦) 五三 (五三)

リアム王の時代の大量の改鑄の期間にありてはイングランド銀行はその平常の業務を停止することが適當であると考へたのであるが大蔵省証券及び租税割符 *taxes* は二五パーセントから六〇パーセントの割引で売れたといはれている。これは一部は革命によってできた新政府の不安定によるものであるが、一部はイングランド銀行の支持がなくなつたことにもよるであつた。James Postlethwayt, *History of the Public Revenue, 1759*, pp. 14, 15. (History of the Public Revenue from 1688 to 1753, with Appendix to 1758, by James Postlethwayt, F. R. S., 1759) によれば二五パーセント及び五五パーセントの割引の例を掲げている。この割引率は租税割符の順位によって定まつたものであつて必ずしも一般的に国家の信用を示す標準ではなく、その租税割符に書いてある金額の特定の租税が現実に入納されるべき可能性を示すものであつた。(Adam Smith, *ibid.*, p. 864) イングランド銀行はヨーロッパにおける最大の発券銀行である。それは法人として議会の法令にしたがつて国印のある特許状によつて一六九四年七月二十七日付で設立されたのである。その当時は政府より十萬ポンドの年金をうけとつた。このなかで九六、〇〇〇ポンドは利率八パーセントそうして経管費年額四、〇〇〇ポンドである。之に対して政府に一二〇萬ポンドを前貸したのである。革命によつて樹立された新政府の信用はこれほど高い利子で借入れしなければならなかつたとすれば極めて低くかつたにちがいない。この銀行は一六九七年に一、〇〇一、一七一ポンド一〇シリングの増資によつてその資本 *capital stock* を増大させることを許された。この増資の結果二、二〇一、一七一ポンド一〇シリングとなつたのである。この増資の結果は国家の信用を維持するためであつたといはれた。一六九六年には租税割符 *taxes* は四〇、五〇、六〇パーセントの割引であり、銀行券 *bank notes* は二〇パーセントの割引であつた。(James Postlethwayt, *ibid.*, p. 301) このとき銀貨の大改鑄が行はれていたので銀行はその間その銀行券の支払を停止するのが適當であると考へた。そうしてそのために必然的に銀行券の信用を失つたのである。(Adam Smith, *ibid.*, pp. 302-303)

* この革命は一六八八年イギリスで行はれた政治革命のことであり一六八九年議会の権利と人民の自由が法的に確認せられて革命は達成した。この変革は流血惨事をみずに達成したのでイギリスでは之を誇りとし名譽革命 *Glorious Revolution* と呼んでゐるのである。この革命で近代的立憲君主制の基盤が固められたということでは政治上において意義をもつてゐるが、地主、貴族とブルジョアジーとが革命で連合し妥協することによつて事態の解決がはかられたということでは社会史上その意義に疑問が残されてゐる。

(6) Adam Smith, *ibid.*, pp. 864-865.

(7) 大内兵衛訳「国富論」(四)一頁及び水田洋訳 スミス「国富論」(下)〈世界の大思想 一五〉三一八頁にはいずれも「支出予算額」と訳をわけてゐる。

(8) Adam Smith, *ibid.*, p. 865.

(9) 「一六九七年におつてウィリアム三世 William III の第八年法律第二十号によつて数種の不足の租税 taxes は第一、一般抵当もしくは基金と呼ばれるものの負担となるようになった。これは短期間でおはるべきであつた種々の租税の賦課を一七〇六年八月一日まで延期し、その収納金が一つ一般基金として蓄積されたのであつた。この延長された期間の負担となつた国庫の不足は五、一六〇、四五九ポンド、一四シリング九ペンス四分の一にのぼつた。[Postlethwayt, *op. cit.*, p. 38] (Adam Smith, *ibid.*, p. 865.) 一七〇一年にいたり同じ目的によつてこれ等の租税は他のいろいろな租税 duties とともに一七一〇年八月一日までその期限が延長されたのである。これは第二、一般抵当もしくは基金と呼ばれたのである。[Postlethwayt, *op. cit.*, p. 40.] その負担となつた国庫の不足は二、〇五五、九九九ポンド七シリング一ペンス二分の一にのぼつた。(Adam Smith, *ibid.*, p. 865.) 一七〇七年には新しく借入れるための基金としてこれ等の租税 duties の期間は一七二二年八月一日まで延期せられた。これを第三、一般抵当もしくは基金と呼んだ。これを担保とする借入金は一八三、二五四ポンド、一シリング九ペンス四分の一であつた。(Adam Smith, *ibid.*, pp. 865-866.) 一七〇八年に至りて新しい債務に対する基金としてこれらの租税 duties (old subsidy) としてのトン税 tonnage 及びポンド税 poundage の半分のみがこの基金の一部となつた。そうして連合規約によつて除かれたところのスコットランドのリンネルの輸入税 duty upon the importation を除く)は一七一四年八月一日まで更に延期せられた。そうしてこれは第四、一般抵当又は基金と呼ばれるのである。[Postlethwayt, *ibid.*, p. 59] それにより借り入れられた金額は九二五、一七六ポンド九シリング二ペンス四分の一であつた。[Postlethwayt, *ibid.*, pp. 63, 64.] (Adam Smith, *ibid.*, p. 866.) 一七〇九年においてそれ等の租税 duties はすべて(今はまったくこの基金から除外せられた old subsidy) としてのトン税及びポンド税を除く)同じ目的のために更に一七二六年八月一日まで延期せられた。そうしてこれは第五、一般抵当又は基金と称せられた。(Postlethwayt, *ibid.*, p. 68) それによつて借入れられた金額は九二二、〇二九ポンド六シリングであつた。(Adam Smith, *ibid.*, p. 866.) 一七二〇年それらの租税 duties は再び一七二〇年八月一日まで延期されて第六、一般抵当ある

いは基金と称せられたのである。[Postlethwayt, *Ibid.*, p. 71.] これによつて借入れられた金額は一、二九六、五五二ポンド九シリング一ペンス四分の三であつた。(Adam Smith, *ibid.*, p. 866.) 一七一一年においてはその同じ租税 duties [それらはこの時においては異なる四つの先借 anticipations に対する担保となつてゐた] は他の租税とともに永久に継続せられ南海会社 South Sea Company の資本の利子を支払ふべき基金にされることになった。この会社はこの年債務の償還及び国庫不足の補填のため政府に九、一七七、九六七ポンド一五シリング四ペンスの金額を貸付けたのであつて [Postlethwayt, *Ibid.*, p. 311.] これはその當時におつては最大の貸付金であつた。(Adam Smith, *ibid.*, p. 866.) この時期より以前において債務の利子支払のために永久に課せられた租税¹ 私²の知り得る限りでは、唯一と思はれる租税 tax はイングランド銀行と東印度会社 East India Company により政府に貸付せられた貨幣³、及び予期されていたが実際には貸付が行はれずにおほつた土地銀行の政府に対する貸付金の利子を支払うために設定された租税である。このときイングランド銀行からの基金は三、三七五、〇二七ポンド一七シリング一〇ペンス二分の一のほり、これに対して二〇六、五〇一ポンド一三シリング五ペンスの年金又は利子を支払つてゐた。[Postlethwayt, *Ibid.*, pp. 301-303.] 東印度会社に対する基金は三、二〇〇、〇〇〇ポンドのほりそれに対して一六〇、〇〇〇ポンドの年金又は利子が払はれてゐた。[Postlethwayt, *Ibid.*, pp. 319, 320.] イングランド銀行の基金は六パーセントの利子であり、東印度会社の基金は五パーセントの利子であつた。(Adam Smith, *ibid.*, p. 866.) 一七一五年におつてジョージ一世 George I の第一年法律十二号によつてイングランド銀行の年金を支払うために抵当にいれられてゐる租税 tax とその他この法律によつて新たに同じく永久のものとして規定せられた数種の租税とともに一つの一般基金 The Aggregate Fund と稱し単にイングランド銀行年金のみならずその他の数種の年金及び諸種の負担をひきうけることになつたのである。この基金はジョージ一世の第三年法律第八号及びジョージ一世の第五年法律第三号により増額せられて、そのとき新たに追加された各種の租税も永久のものとなつたのである。[Postlethwayt, *Ibid.*, p. 305.] (Adam Smith, *ibid.*, pp. 866-867.) 一七一七年にはジョージ一世の第三年法律第七号 [この法律は一七一六年に属するものであつて一七一七年に制定せられたるものではない] によつて他の数種の租税が永久的なものとせられ、それを集合して一般基金 common fund を作り、之を一般基金 The General Fund と稱し之を一定の年金の支払に充當したのであるが、この年金額は七二四、八四九ポンド六シリング一〇ペンス二分の一のほりであつたのである。(Adam Smith, *ibid.*, p. 867.) これ等多くの法律によつて従来わ

すか数年の期限にかぎり先借されていた租税の大部分はその後に基いてそれを抵当に追加された多くの先借によって起債されたる債務に対してその元金はそのままにしておき単にその利子のみの支払のための基金として永久なものとされることになつてしまつたのである。(Adam Smith, *ibid.*, p. 867.)

〈1〉 old subsidy は還付税の一種であると考へる。主として貿易における特別の租税について一応納入したる租税をその二分の一或はその他の率を以て払戻すものであると考へる。拙稿「A・スミス J・S・ミルにおける国家経費に関する理論の展開」Ⅲ——古典学派における財政思想(七)——(立命館経済学 第十四卷 第一号) 六註(4) 参照。水田洋訳 スミス「国富論」(下)(世界の大思想 一五)には「ふるい上納金」と訳されている。(同書 三一九頁)

〈2〉 一七〇七年に制定せられたイングランドとスコットランドとの連合の規約のことをいうと考へる。

〈3〉 二〇二六、五〇一ポンド一三シリング五ペンスのなかで四、〇〇〇ポンドという端数は管理費である。(Adam Smith, *ibid.*, p. 866.)

(2) Adam Smith, *ibid.*, pp. 867-868.

A・スミスの「グラスゴウ大学講義」には次の如く述べられている。

「革命後まもなく、政府の窮乏のために、普通の利子よりも概して高率で、數年内に返済さるべき貨幣を、臣民から借りなければならなかつた。この利子の支拂に充當された基金 fund は、一定の諸商品に對する税であつた。これらの税は、最初はその金を借りた期間に應じて一定年數の間だけ課せられた。政府のさまざまな手腕 arts によつてこれらの負債 loan が永久的なものになると、この諸税ももちろん永久なものとなり、かくてその基金は抵當化された。もはやこれらの基金を抵當に借りた金を完済することによつて、これはやはり償還され得るものであつたのである。これらの税が課せられたとき、それが永久のものになるといふ意見ほど人々に衝動を興へたものはなかつただろうが、しかしその進行はきはめて徐々であつたので、それは決して不平を鳴らされはしなかつた。最初には衝動を興へるものも、まもなく習慣によつて容易になる。習慣はすべてを神聖にするのである。かうして(これらの)税はまづ課せられ、それから今日の状態に到達したのである。一私人にある貨幣額が貸附けられた場合は、債権者は自分のすぎなときに債務者に對して元金と利子をとくに請求し得る。しかし政府が金を借りるのはこの立場によるのではなく、政府は諸君に三、四パーセントの永久年金の權利を興へるが、諸君の元金返還要求の權利を興へはしない。債権者が、彼の貨幣を決して完済されることが

A・スミス D・リカアドオ J・S・ミルにおける公債に関する理論の展開(箕浦) 五七 (五七)

ないといふ不便に甘んずるとは、一見非常に不條理のやうだが、しかし實際はこれが彼の利益なのである。もし諸君が、戰時において一千ポンドを政府に貸附けるとすれば、政府はそれを直ちに必要とするから、おそらく諸君に五パーセントの利子を支拂はなければならないだらう。そして平和がきたときも政府は諸君の年金を繼續する。諸君はその年金を讓渡する権利を有する。そして諸君の貨幣は完全に保證され、利子はいかなる私人によつても政府によるほど規則正しく支拂はれないから、諸君は非常にしばしばその千ポンドの年金を千百ポンドまたはそれ以上に賣ることができよう。政府は、これらの年金が額面以上に賣られ、同じ理由で政府公債 funds の募集に對する人氣が高まつてゐるのを見て、その公債はなほ返還可能であつたから五パーセントで借りた金額を完済し、それより低率で借りることによつて利益を得ようと決心した。これは、政府と契約せる人々を警戒させた。そして彼等は政府の意圖を知つたので、少くともその利子のいくらかの部分が償還されぬものになり、大體四パーセントのうち二パーセントが受取られるのでなければ、政府にこれ以上の貨幣を貸すまいとした。したがつてあらゆる公債においてその一部分は償還されず、そのためそれは引續き額面以上で賣れるやうになつた。Adam Smith, *Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms, delivered in the University of Glasgow*, 1956. pp. 247-249. 高島善哉・水田洋譯 アダム スミス「格拉斯ゴウ大學講義」四四四—四四六頁（原典には振仮名あるも之を省略、英字の挿入は筆者）

四

A・スミスによれば市場利率の低下によつて国家経費の節約が可能となつてきたので、それによつて減債基金の制度ができたと述べている。即ち「アン女王の統治のもとにおいて、市場の利子率は六パーセントから五パーセントに下つたのである。そうしてアン女王の統治の第十二年には個人の信用に基く貸借に對して法律によつて許される利子の最高利率は五パーセントと決定せられたのである。イギリスにおける一時的なる租税の大部分のものが永久のものとせられてそれが綜合基金、南海基金、一般基金の三つの基金に分配せられた後で間もな

く国家に対する債権者も個人の場合と同じくその貨幣の利子に対して五パーセントを受けとるようになされたのである。⁽¹⁾このことはかくして永久公債として行はれた債務の大部分の元金について一パーセントの節約即ちこれらの三つの大きな基金から支払はれるところの年金の大部分の六パーセントの節約をもたらすことができたのである。この節約によってこのような基金に集合させられた多くの租税の徴収額はこの基金の負担すべき年金を支払った上に尚相当に巨額の剰余をもつことになったのである。そうしてこの剰余を基礎として基金が作られ減債基金 Sinking Fund と称することになったのである⁽²⁾と述べている。公債の利率の下落とともに益々この減債基金も増加してきたのであるが、元来減債基金なるものは既に起債された債務の弁済のために設けられたものであるけれども、しかし新規の債務の起債も極めて容易ならしめたのである。即ち国家の緊急なときに貨幣の調達が計画されるときに提供せらるべき他の基金が不十分であるような場合にその基金を援助するため何時にても抵当に提供できるところの補助的基金である。このような先借と永久公債の二つの方法の外に尚二つ方法がある。それはそれらの間の中間的なる方法である。それは一定の年限を限定した年金による借入れと終身年金による借入の二つの方法である。⁽³⁾と述べて、A・スミスは之について「一七三九年と一七五五年とに開始せられた二つの戦争中においては有期年金又は終身年金にもついで貨幣を調達することはほとんどなされなかつたのであるが、然し九八年、九九年の年金はその価値が永久年金と殆んど同じであるから之によって殆んどその同額の借入をなし得る基金であると考へ得ることになる。然しながら家族のための贈与財産となし又は遠き将来の準備のために公債 public stock を買いこむような人々はその価値が継続的に減少していくような種類の公債はこのまないものであり、かかる人が公債の所有者又は購入者の大多数をしめている。従つて長期年金がその内在価値

において永久年金と殆んど同じであるとしても、それと殆んど同じ数の購入者をもつことはできないのである。一般にまた新規の公債に応募したうえで之をできるだけ早く売りたいと考えている応募者にあつても議会の協賛によつて償還のできる永久年金を、同じ額の償還できない長期年金より非常に好むのである。前者の価値は常に同じであるか又は殆んど同じであると考へられるから後者よりは便利なる譲渡のできる公債 *sinks* と考へられるからである。この二つの戦争中において、有期年金及び終身年金は新規の公債 *loan* の応募が償還される年金あるいは利子から当然に期待される以上の応募をなしたときに応募者に奨励金が与えるときのほかは与えられなかったのである。即ち借入は償還される年金或は利子の信用に基いて行はれるものと考へていたのである。それらの年金は貨幣が借入れられるときの適切な基金としてではなく、貸主に対する追加的奨励金として与えられたのである⁽⁴⁾となし、十八世中葉における戦争のときに資金調達的手段として年金によることがなく、又多くの人は年金より永久公債をとるようになったしそうして有期年金及び終身年金については単に奨励金としてのみ与へられた経過について説明し、ついで A・スミスはトンチン年金の説明に移るのである。

「終身年金を与へる方法はその時に応じて異なる二種の方法がとられたのである。即ち各々の生命に個別的に年金をつけるものと多くの人の生命を一つにして年金をつけるものとの二方法である。この後の方法はその創始者の名によりフランスにおいてはトンチン年金 *Tontines* と呼ばれたのである。年金が各個人の生命にかけられているときは国家収入は年金受領者が死ぬ度ごとにその個人の年金額だけその負担を免れることになる。トンチン年金によつてあたへられているときは、その一団の中に含まれている年金受領者が全員死亡するまでは国家収入の解放は開始されないのである。即ち時として、二十人、三十人の人で一団となつていてその中の生存者が死亡

したすべての人々の年金受領権をうけついでその後の生存者が全員の年金をうけるといふ組織になつてゐるからである。同額の収入を基礎とする場合にトンチン年金によつた方が、個人の生命に対して個別にかける年金よりは尚一層多くの借入をなすことができるものである。即ち生存者の権利を伴つてゐる年金は各個人の生命にかけられてゐる同額の年金よりは實際においてその価値が多大であるが、各個人が自己の幸運に対していてゐる自信、そうして富籤が成功する原理から考へて、このような年金は一般にその實質価値以上に売られるのである。政府が年金を与へることによつて借入を行なう慣行をもつてゐる國家においては、この理由から各個人の生命にかける年金よりもトンチン年金の方が一般的にいって一層多く用いられるのである。巨額の貨幣を調達する手段が國家収入を最も早く解放するであろうところの手段よりも常に一層多く用いられるのである⁽⁵⁾とトンチン年金は各個人を対象とする終身年金よりすぐれた点があるも國家収入の解放を急速に解放することはできないと主張するのである。

「イギリスにおいては政府の位置は世界における最大の商業都市にあるから、一般に商人は政府に貨幣を貸付ける人々である。貨幣を貸付けることによつて商人は商業上の資本 (Capital) を減少させるつもりではなく反対に増大せよというのである。従つて借入に対する応募への参加分をいくらかの利潤をつけて売り得るものなれば之に応募しないであろう。商人は貨幣を前貸することにより永久年金ではなく、商人自身のものであろうとその他の者のものであろうと之をとはず終身年金しか購入し得ないものとすれば、それを利潤をつけて売却できるとはかぎらないのである。もしそれが自分の生命に対する終身年金であるならばそれを売ることには損をすることである。即ち年齢と健康状態が自分自身と殆んど同じ他人の生命の年金に対して自分自身の生命に対する年

金に対してつける価格と同じ価格をつけるものは誰もいないであろうからである。実際に第三者に対する年金は買手と売手にとって同じ価値をもっている。しかしその真当の価値はそれがあたへられたときから減少しはじめ。そうしてその下落はその年金が終るまで続くであろう。従つてそれは真実の価値が常に同一であるか又は極めて同一に近いと考へられる永久年金ほどに便利な移転の可能な資本 *stock* となることはできないのである⁽⁶⁾と論じ、そうしてイギリスとフランスの公債を比較して、フランスにおける公債の大部分は終身年金であるがその程度はイギリスの比ではないのである。このことはフランスとイギリスが国家収入に対する解放の熱意を異にしているからではなく貸手の意見と利害関係が異なっているからである。殊にイギリスにおいては貸手は商人であるという特質をもっているからであると、その見解を展開しているのである⁽⁷⁾。殊にフランスにおいては政府の位置は大商業都市ではない。そうして商人は政府に対して貨幣を貸付ける人々の中でそれほど大きな部分をしていていないのであって、緊急なときに国家に貨幣を貸付ける大部分のものは財政にあずかる人、徴税請負人、租税請負の制度になつていない徴税人、宮庭の銀行家であると述ベイギリスにおける国家債権者は主として商人であるという特質からくる差異について之を比較しその検討を行なつて⁽⁸⁾いる。

「近代国家の大部分の経常費は平時においては国家の経常収入と同等であるか又は殆んどそれと同等に近いので一旦戦争が開始せられたときはこれ等の国家の経費の膨脹に應じてその収入が増加していくことを好まないし又それを負担する能力もない。収入を増加せしむることを好まないというのは国民の抵抗をおそれるからである。即ち国民は緊急に増税されると直ちに戦争を厭悪するにちがいないからである。又この能力がないというのは果して如何なる租税がこの必要額の収入をもたらずかを知らないからである。かようなときに借金するという

便法があればこの恐怖と無能に原因する当惑から救うことになるのである。蓋し公債によるならば僅かに増税することにより戦争資金を調達することができるからである。そうして又永久公債を利用することにより最少限度の増税を以て年々最大限度の戦争資金を調達することができるからである。首都に住む人々、戦場から遠くはなれて住む人々は戦争の災害をあまり多くは感じないものである。即ち安穩なところにあつて自国の陸海軍の功績を新聞で知ることを楽しみさへする。この楽しみは平時の納税額と戦争のために払はなければならない租税のわずかな差は充分に償ってくれるのである。このような人々は一般に戦争が終ることをよろこばないのである。即ちこの楽しみとともに戦争が長くつづくことよつて得られる勝利と国民的栄光とのいくばくかの夢の如き希望を失うからである。⁽⁹⁾ 平和が回復しても戦時中において賦課せられたる大部分の租税が免除せられるようになることは実に稀なことである。それは戦争遂行のために起債されたる公債の利子の抵当となつてゐるからである。この公債の利子を支払い国家の経常費に充当した上に今までの収入が新規の租税収入と相まって尚いくらかの剰余収入を有するならばそれはおそらくは公債償還のための減債基金のなかに繰り入れられるであろう。然しながら減債基金は他の目的に対して一切流用されないと仮定しても、第一には理論上平和が続くと考へられる期間中に戦時中に起債されたる公債を全部償還してしまふには不足することが多いのである。第二にはこの基金はたいいていの場合他の目的に流用されるのである⁽¹⁰⁾と論じ、永久公債によつて戦争資金を調達するときは国民にその負担の苦痛を感じさせることが少いものであるからこの手段によつて調達される。然し租税は公債の利子の抵当となつてゐるので戦争が終結し平和が回復されても国民の負担は減少しないと主張するのである。

「新規の租税はその租税を担保として起債された公債の利子を支払うことのみを目的としてゐるのである。従

つてこれ等の租税にありてそれ以上の収入を生ずることがあつてもそれは予想しないところの本来の目的からはずれているもので多額なる収入が得られるということは稀なることである。減債基金が設定されたのは本来その利子又は年金を負担するために抵当となつた租税収入に剰余があつたからではなく、むしろその後において利子の率が下落したからであつた⁽¹¹⁾と述べている。そうしてA・スミスは「最も平和の時代に臨時の必要なるいろいろの事件が発生する。このときも国家は新規の租税を設定し、之によつてその臨時費に充当することよりも常に減債基金を悪用する方が都合がよいとせられている。即ち新規に租税を創設すればいくらかでも国民の心にふれるものである。従つてそれはいくらかでも不満のもとともなりいかほどの反対があるものである。新規の租税の種類が加はればそれだけ不満が増へ又各種の租税の目的物に対して課せられる税率が引上げられればそれだけ国民は新規の租税に対して不満をもつものであり従つてそこには新規の税種を発見することも従来より施行せられた租税の税率を引き上げることとも一層困難となるからである。然しながら公債償還についての一時的なる延期は国民をしげきするものではないから不平も不満もひきおすことはない。減債基金から借入をするということは直面する困難をきりぬけていくためには常に簡単に容易なる方法である。公債が益々累積すればそれだけ、それを減少させる方法の研究が益々切実なものとなつてくれればくる程、この減債基金の一部を他に流用することが一層危険となり、又一層破壊的となればそれだけ、公債をかかなりの程度に減少させるといふことは益々できなくなつてくるのである。そうして減債基金を平時に発生する緊急なときの経費に流用する可能性、その確実性は益々増大するものである。国民が租税負担の過重なることに苦しんでいるとき新しい戦争を行う必要があればいたし方ないとしても又国民の復讐心又は国家の安全に対する不安があればいたし方ないとしてもそうでなければ

いかなることがあっても国民をしてかなりの忍耐をもって新規の租税にふくさせることはできぬことではないのである。ここに減債基金の悪用がおこるのである。⁽¹²⁾と述べて、減債基金は一般には利子の引下げによって造られているものであり、新規の租税はたいしての場合新しい利子を支払うには不足がちであり、そうして減債基金は常に濫用せられるものであると論じているのである。

(1) 〔一七一七年〕ジョージ一世第三年法律第七号の規定による。Postlethway, *History of the Public Revenue*, pp. 120, 145. (Adam Smith, *Wealth of Nations*, p. 868)

(2) Adam Smith, *ibid.*, p. 868.

「この基金は一七一七年におつては三三三、四三四ポンド七シリング七ペンス二分の一に達したのである。〔Anderson, *Commerce*, A. D. 1717〕一七二七年には大部分の公債の利子は尚下り四パーセントとなつた。〔Anderson, *Ibid.*, A. D. 1727〕一七五三年〔これは一七五〇年の誤である。Anderson, *Commerce*, A. D. 1749.〕及び一七五七年には三・五パーセント及び三パーセントになつて、これにより減債基金は尚増加したのである。〕(Adam Smith, *ibid.*, p. 868)

(3) Adam Smith, *ibid.*, p. 868.

ウイリアム王及びアン女王の統治を通じて長期年金或は短期年金の有期年金によつて度々巨額の起債が行はれたのである。一六九三年には一〇〇万ポンドの借入に対して十六年間十四パーセントの年金即ち一年にして一四万ポンドの年金を借りるための法律が制定された。(ウイリアム、メリー第五年法律第七号)一六九一年には終身年金によつて一〇〇万ポンドの借入をなす法律が成立した。この終身年金は今から考へれば極めて有利なる条件のものであったが、これは応募の総額が全額に満たなかつた。その翌年(ウイリアム、メリー第四年法律第三号)においてこの不足を補填するために一四パーセントの終身年金が募集せられた。この元金は凡七ヶ年分の年金価格に相当した。一六九五年にはこれ等の年金を購入したものは一〇〇ポンドの年金に対して六三ポンドを国庫に払込むことにより九六年の期限の別の年金ととりかへることができた。即ち終身年金の一四パーセントと九六年間一四パーセントとの差が六三ポンドに売られたことになる。換言すればこの差が四ヶ年半分の年金相当額で売られたことになるのである。然しながら政府の基礎がきはめて不安定で

あったので、このような条件でも多くの購買者をうることはできなかった。アン女王の時代にはしばしば、終身年金及び三十二年、八十九年、九十八年、九十九年の期限つき有期年金とよつて貨幣の借入が行はれた。一七一九年には三十二年の期限つき年金の所有者は、その代りに十一年半の年金額に相当する南海会社の株式を引受けさせられた。そうしてその上支払期日のきている年金の元本未払込金に等しい額の株式を引うけさせられた。[Anderson, Commerce, A. D. 1719] 一七二〇年に長期及び短期の他の有期年金の大部分が同じ基金にくり入れられた。その当時長期年金は年額六六六、八二一ポンド八シリング三ペンス二分の一のぼつた。一七七五年一月五日にその当時このくり入れの中に入らなかつた残額は一三六、四五三ポンド一ニシリング八ペンスにすぎなかつたのである。(Adam Smith, *ibid.*, pp. 868-869)

(4) Adam Smith, *ibid.*, pp. 869-870.

(5) Adam Smith, *ibid.*, p. 870.

(6) Adam Smith, *ibid.*, p. 871.

(7) Adam Smith, *ibid.*, p. 870.

A・スミスはその「グラスゴウ大学講義」において、戦争その他の外部的事情によつて、明確な原因もないのに公債の価値が日々変動している現象を考察し之に疑問をもち、真実の原因を考察して之に解答を与へていたのである。

「國王ウイリアムや女王アンの治世およびジョージ一世の初期には、なほ革命の危険がいくらあつたので、公債 funds は政府の信用に應じて騰落した。近頃は革命の危険はないが、平和なときでさへ公債 stock は、あるときには十乃至十二パーセントまたは實に五十パーセントも額面より安く、あるときにはそれくらゐ額面より高い。誰も政府の交替によつてその貨幣を失ふ危険を感じることはあり得ない。では、どうして、別に明らかな原因もなくこのやうに公債が毎日變動するであらうか。吉凶の報知が公債の騰落にあのやうな影響を與へるやうになるのはどうしてであらうか。この真の原因は次のとおりである。戦争におけるあらゆる不運は平和をはるかに遠いものにし、あらゆる幸運な事件は平和の接近に有利であるやうに見える。戦争がつづく場合は、政府の必要を充たさなければならぬから、これらの目的のために多くの貨幣が徴収され、新しい募金が始められる。戦時には、利子は必然的に騰貴するに相違ないから、何人も熱心にこの新しい募集に加はらうとする。そして年金をもつてゐる人々は、より高い利子を豫想して、その古い公債 stock を賣却する方が利益になるであらうことを知る。したがつて、戦争の豫想とともに賣手の數は増加して、その結果、公債は下落

する。これに反して平和が豫期されるときにはいつでも、新規の募集が始められる見込がないから、年金を所有する人々はそれを賣ることを欲しない。したがつて、賣手の數は減じ公債 stock は騰貴するに相違ない。戦時には、いくらかの資本 stock をもつてゐる者は誰でも、他の場所ではそれほど有利にそれを使用し得ないので、それを政府の手中に與へようとする。といふのは、彼等はおそらく七、八パーセントの利子を得て、それのうち二、三パーセントは償還され(す)、しばしば富籤札がその上に附加されるからである。わづか三パーセントの年金を有する者は、彼の資本 stock をより有利に使用し得るやうに、その公債を賣るためにできるだけのことをするであらう。そしてこの理由によつて、それはしばしば額面以下に賣られるだらう。その結果として、公債 stock は必ず下落するにちがひない。しかし戦時には次の理由によつて新規の募集できへ額面以下で賣れるやうになる。公債所有を商賣とする者はずいぶん多くて、彼等はその資本 stock を政府の手の中におき、さうすることによつて、何か緊急な需要が起ればいつでもそれを賣れるやうにしておく。そして、よい取引 bargain が出現したときにはそれを利用する。これらの機會は戦時にもつとも多く發生するから、彼等は度々それを賣拂ふ好機に出あふ。かうして、より多くの公債 stock が市場に流出し、新規の募集は額面 par 以下に下落する。しかしさらに、戦時においては、前に見たやうに、資本 stock をあまり有利に使へないので、誰でも募集に應じたと思ふやうになる。きはめて貧しい生活にある人々でさへ、公債が騰貴してその交付 delivery 期限までに賣拂へば大きな利益が得られるだらう、といふ希望をもつて、巨額の募集に應ずる。しかし事情が彼等の期待に反して、信用を維持するために何とかしてそれを賣拂はざるを得なくなると、しばしば額面以下で賣ることを餘儀なくされる。このやうにして新規の募集は低落し得る。商賣によく慣れた投機家達 stock-jobber は、多數の貧乏人が應募してゐるときには特に注目している。そして彼等がまもなく賣拂はなければならなくなり、その結果公債が下落するときに、この投機家達にとつて買ふのに適當な時機なのである。』Adam Smith, Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms, delivered in the University of Glasgow, pp. 249-251. 高島善哉・水田洋譯 アダム スミス「グラスゴウ大學講義」四四六—四四八頁(原典に振仮名あるも之を省略、英字は筆者の挿入)

(∞) Adam Smith, *ibid.*, pp. 871-872.

(9) Adam Smith, *ibid.*, p. 872.

(10) Adam Smith, *ibid.*, pp. 872-873.

(11) Adam Smith, *ibid.*, p. 873.

「一六五五年におけるオランダ、一六八五年におけるローマ法王領の如きみなこのようにしてできたのであった。Anderson, Commerce はこれらの利子の率の引下げはこの時期に行はれたものであると述べ、一七一七年のイギリスにおける利子の率の引下げを論述するときの例として引用してゐる。」(Adam Smith, *ibid.*, p. 873)

(12) Adam Smith, *ibid.*, p. 873.